

19 還付金

19 - 1 支払決定の状況

(単位 千円)

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
源泉所得税	217,313,256		217,313,256
申告所得税	28,945,328		28,945,328
法人税	102,493,299		102,493,299
消費税	10,643		10,643
消費税及地方消費税	441,949,030		441,949,030
その他	6,552,208		6,552,208
計	797,263,764		797,263,764
15年度	860,717,014		860,717,014
14 "	928,194,245	10,516,167	938,710,412
13 "	828,088,034	9,845,682	837,933,716
12 "	1,005,208,790	10,114,167	1,015,322,957

調査期間：平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(注) 還付加算金を含む。

- 用語の説明：1 還付金とは、年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、あるいは、純損失の繰戻しが行われる場合等に納税者に還付すべき国税をいう。
- 2 支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。
- 3 支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。なお平成15年度分からは、支払委託官分の取扱いが廃止され、支払命令官分のみとなった。